

2021/R3>>

>>2025/R7

第11次伊万里市 交通安全計画

【概要版】

令和3年12月



交通安全計画とは

交通事故のない安全・安心な社会を目指して、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、伊万里市における交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この計画に基づき、県、市、警察、関係機関、関係団体が連携し、効果的な交通安全対策を推進します。

計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間です。

道路交通事故の現状

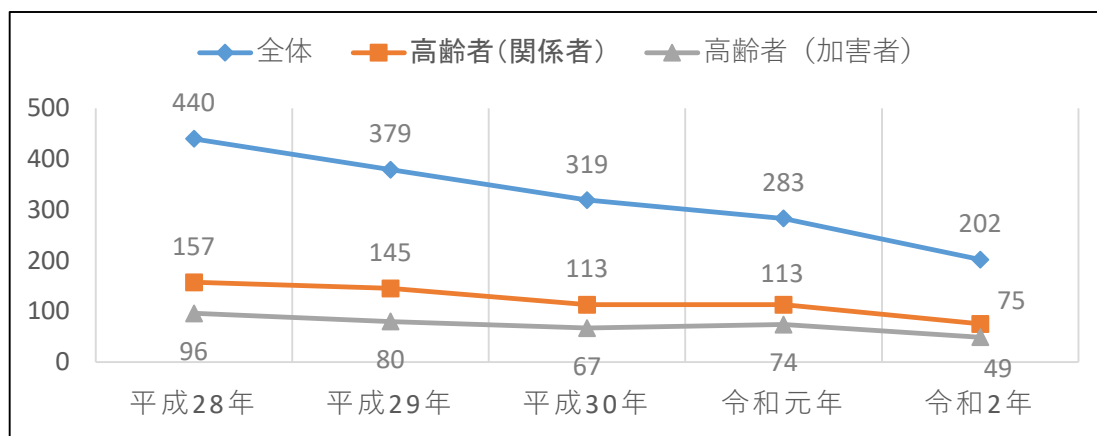
伊万里市内の交通事故による24時間死者数は、昭和46年の18人をピークとして減少に向かい、過去5年間（平成28年～令和2年）は、年により多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

また、死者数における65歳以上の高齢者の割合が、過去5年間の平均（延べ死者数14人中9人が高齢者）では全体の約64%と高くなっています。

●伊万里市の人身事故発生状況

歴年（1～12月）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人身事故発生件数（A）	440件	379件	319件	283件	202件
高齢者が関係する人身事故発生件数（B）	157件	145件	113件	113件	75件
割合（B）÷（A）	35.7%	38.3%	35.4%	40.0%	37.1%
高齢者が加害者となる人身事故発生件数（C）	96件	80件	67件	74件	49件
割合（C）÷（A）	21.8%	21.1%	21.0%	26.1%	24.3%
人身事故死者数（D）	2人	6人	1人	5人	0人
高齢者の人身事故死者数（E）	1人	3人	1人	4人	0人
割合（D）÷（E）	50%	50%	100%	80%	—

●伊万里市の人身事故発生状況の推移



基本理念

- ・交通事故のない伊万里市を目指して
- ・「人優先」の交通安全思想
- ・高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築

目標

- ・計画期間中の年間24時間死者数の平均を2人以下
※第10次伊万里市交通安全計画期間（平成28年～令和2年）の平均2.8人
- ・計画期間中の人身事故発生件数を年間200件以下
※第10次伊万里市交通安全計画期間（平成28年～令和2年）の最小数202件

重視すべき5つの視点

1 高齢者及び子供の安全確保

- ・交通安全教育の推進
- ・通学路等における点検、街頭指導の継続 など

2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

- ・自動車運転者へ交通ルールの遵守と正しい交通マナーの浸透
- ・歩行者へ横断歩道の利用や反射材の着用等の推進
- ・自転車利用者へ点検整備やヘルメット着用等の推進 など

3 生活道路及び幹線道路における安全確保

- ・歩道や交通安全施設など、人優先の道路交通環境の整備
- ・交通指導取締りの実施
- ・幹線道路から生活道路への流入防止対策の推進 など

4 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

- ・事故の発生場所や形態等を踏まえた対策の推進 など

5 地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・関係機関、団体と地域が連携した交通安全対策の推進
- ・交通安全を支える人材の確保
- ・交通安全活動への積極的な参加の推進 など

講じようとする施策【7つの柱】

1 道路交通環境の整備

幹線道路における安全対策を推進するとともに、生活道路における、地域の実情を踏まえた安全対策を推進します。

また、少子高齢化が一層進展する中、子供を事故から守り、高齢者や障害者が安全・安心に移動できる交通社会の形成に向けて、安全・安心な歩行空間が確保された「人優先」の道路交通環境の整備を図ります。

【取組内容】

- (1) 生活道路等における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高規格幹線道路の活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
- (6) 歩行者空間の歩道のユニバーサルデザイン化
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 効果的な交通規制の推進
- (9) 自転車利用環境の総合的整備
- (10) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (11) 総合的な駐車対策の推進
- (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- (13) 踏切道の整備推進等



交差点内の交通安全施設の例
(自動車侵入防護対策)



ノンステップバス車両
(いまりんバス市街地線)

2 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者に至るまで、つながりがあり、段階的かつ体系的な交通安全教育を展開していくとともに、高齢化社会が進展する中で、高齢者交通安全対策を最重点項目の一つとして、高齢者自身の交通安全意識の向上を図ります。

【取組内容】

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進



小学生を対象とした交通安全教室



高齢者を対象とした交通安全教室



佐賀県交通安全
キャラクター
「マニャー」

3 安全運転の確保

運転者の能力や資質の向上を図るため、運転者及びこれから運転免許を取得する者への運転者教育等の充実に努めます。

特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に図ります。

さらに、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適切な情報提供を実施するため、道路交通に関する総合的な情報提供の充実に図ります。

【取組内容】

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 道路交通に関する情報の充実

4 車両の安全性の確保

近年、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでおり、交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況であり、こうした技術の活用・普及促進により、交通事故の飛躍的な減少が期待できると考えられます。

このため、自家用自動車における先進安全技術のさらなる性能向上及び活用・普及促進により着実に交通安全の確保に取り組めます。

【取組内容】

- (1) 自動車アセスメント情報の提供等
- (2) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

交通事故を防止するためには、交通指導取締りや暴走族対策等を通して、道路交通の秩序を維持する必要があります。

このため、交通事故実態等を分析し、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や、「佐賀のよかろうもん」運転などの迷惑性の高い運転に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

【取組内容】

- (1) 効果的な交通指導取締りの強化等の推進
- (2) 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、救急関係機関相互の緊密な連携及び協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制のさらなる整備を図ります。

【取組内容】

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備

7 交通事故被害者の救済等

加害者及び被害者救済の立場から、交通災害共済等への加入を促進するとともに、佐賀県等が実施している交通事故相談業務等の周知を図ります。

【取組内容】

- (1) 交通災害共済等加入の促進
- (2) 交通事故相談業務等の周知等

施策体系

講じようとする施策 (7つの柱)	道路交通の安全対策として 重視すべき5つの視点	高齢者及び子供 の安全確保	歩行者及び自転 車の安全確保と 遵法意識の向上	生活道路及び幹 線道路における 安全確保	交通実態等を踏 まえたきめ細や かな対策の推進	地域が一体と なった交通安全 対策の推進	
道路交通環境の整備	1	生活道路等における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備	●				
	2	高規格幹線道路の活用促進による生活道路との機能分化			●		
	3	幹線道路における交通安全対策の推進				●	
	4	交通安全施設等の整備事業の推進			●		
	5	高齢者等の移動手手段の確保・充実	●				
	6	歩行者空間の歩道のユニバーサルデザイン化			●		
	7	無電柱化の推進			●		
	8	効果的な交通規制の推進				●	
	9	自転車利用環境の総合的整備		●			
	10	災害に備えた道路交通環境の整備			●		
	11	総合的な駐車対策の推進	●				
	12	交通安全に寄与する道路交通環境の整備			●		
	13	踏切道の整備推進等	●				
交通安全思想の普及徹底	14	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		●			
	15	効果的な交通安全教育の推進		●			
	16	交通安全に関する普及啓発活動の推進		●			
	17	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進					●
	18	地域における交通安全活動への参加・協働の推進					●
安全運転の確保	19	運転者教育等の充実		●			
	20	道路交通に関する情報の充実					●
車両の安全性の確保	21	自動車アセスメント情報の提供等				●	
	22	自転車の安全性の確保		●			
道路交通秩序の維持	23	効果的な交通指導取締りの強化等の推進			●		
	24	暴走族等対策の推進				●	
救助・救急活動の充実	25	救助・救急体制の整備					
	26	救急医療体制の整備					
交通事故被害者の救済等	27	交通災害共済等加入の促進					
	28	交通事故相談業務等の周知等					